

# 2014年度SJC建議事項への韓国政府 の回答について(知的財産分野)

2015年6月30日

日本貿易振興機構(JETRO)  
ソウル事務所 副所長

笹野 秀生

# 2014建議に対する韓国政府回答の概要

---

# 2014年韓国政府からの建議回答一覧

## 回答一覧表(カッコ内は前年の回答状況)

分野	項目数	受入済	受入可能	部分受入	長期検討	受入困難	回答困難
労働	4(4)	0(0)	0(0)	1(1)	2(3)	1(0)	0(0)
税務	10(8)	2(2)	0(0)	0(0)	1(0)	7(6)	0(0)
金融	9(8)	0(0)	0(0)	5(1)	1(2)	3(5)	0(0)
知的財産権	19(23)	7(2)	1(1)	2(9)	4(8)	5(3)	0(1)
産業	10(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	6(0)	0(0)
個別要望事項	6(8)	0(1)	0(0)	2(5)	0(0)	4(2)	0(0)
生活環境改善	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	58(51)	11(5)	1(1)	10(16)	10(13)	26(15)	0(1)

# 2014年建議事項及び回答一覽(知財分野)

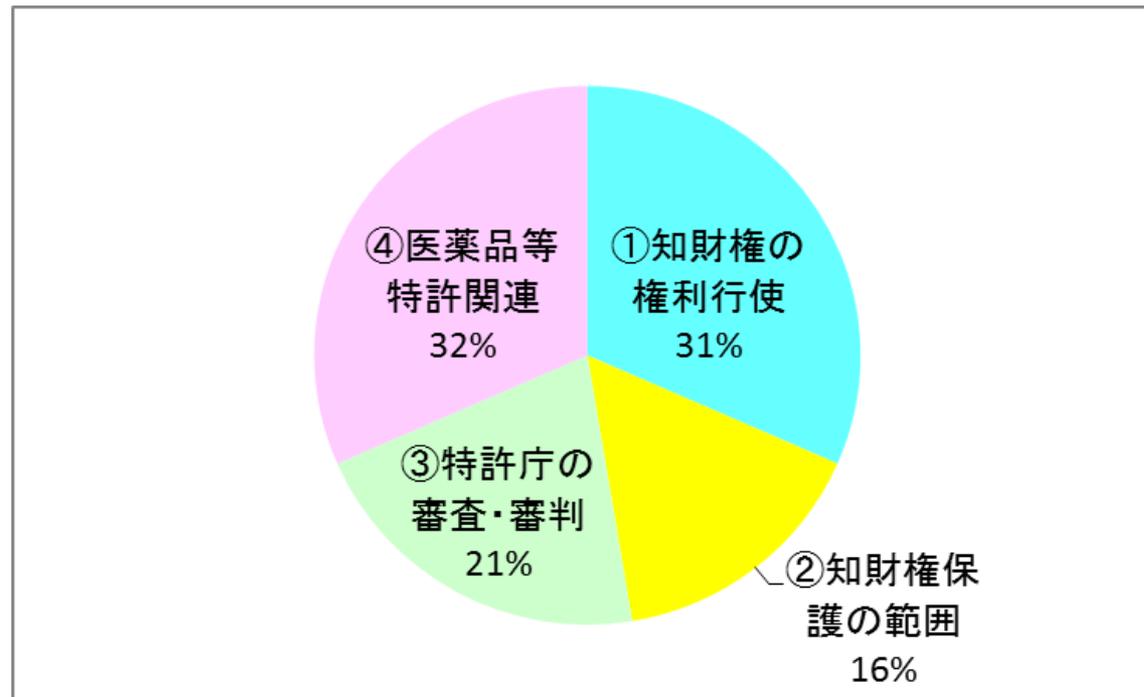
通番	カテゴリー	建議内容	新規／継続別	韓国政府回答	2013年建議に対する回答
1	①	侵害訴訟における立証責任バランスの適正化	継続(一部変更)	受入済み	部分受入
2	①	営業秘密の保護強化	継続(一部変更)	受入済み	部分受入
3	①	知的財産権侵害に対する損害額の適正化	継続(一部変更)	受入済み	受入困難、部分受入
4	①	退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止	継続	受入済み(立法措置済み)	長期検討、部分受入
5	①	通常実施権の対抗要件の見直し	継続	受入済み(反映済み)	長期検討
6	①	侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断	継続	部分受入	長期検討
7	②	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	継続(一部変更)	長期検討	部分受入、受入困難
8	②	特許法における輸出の保護	継続	部分受入	長期検討
9	②	間接侵害規定の拡充	継続	長期検討	長期検討
10	③	韓国特許庁の情報提供制度の是正	新規	受入済み	—
11	③	特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容	継続	長期検討	長期検討
12	③	拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化	継続	長期検討	長期検討
13	③	予見性のある安定した権利の付与	継続	受入可能	長期検討
14	④	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)に係る薬事法の見直し	新規	受入困難	—
15	④	後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求の撤廃	新規	受入困難	—
16	④	特許権存続期間の延長規定の見直し	新規	受入困難	—
17	④	延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止	継続(一部変更)	受入困難	回答困難
18	④	グリーンリスト運用の改善	継続(一部変更)	受入済み(要請事項に誤解)	部分受入
19	④	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算	継続	受入困難	受入困難

# 【参考】2013年建議事項及び回答一覽(知財分野)

通番	建議内容	韓国政府回答
1	特許法における輸出の保護	長期検討
2	存続期間が延長された特許権の部分における効力範囲の適正化	回答困難
3	医薬品許可-特許連携制度における特許権登載の審査基準の適正化	部分受入
4	職務発明制度の改正見直し	受入困難
5	侵害訴訟における立証責任バランスの適正化	部分受入
6	侵害訴訟における訴訟体系の整備	受入可能
7	退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止	長期検討、部分受入
8	通常実施権の対抗要件の見直し	長期検討
9	営業秘密の保護強化	部分受入
10	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	部分受入、受入困難
11	特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容	長期検討
12	特許の分割出願の時期的要件の緩和	受入済
13	拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化	長期検討
14	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算	受入困難
15	デザイン無審査(一部審査)登録物品の見直し	部分受入
16	商標の先後願に関する規定適用の判断時期改善	受入済
17	商標の指定商品の包括的な記載の拡大	部分受入
18	無効審判の請求人適格の緩和	受入困難
19	侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断	長期検討
20	予見性のある安定した権利の付与	長期検討
21	間接侵害規定の拡充	長期検討
22	知的財産権侵害に対する損害額の適正化	受入困難、部分受入
23	日本コンテンツに対する規制の撤廃	長期検討

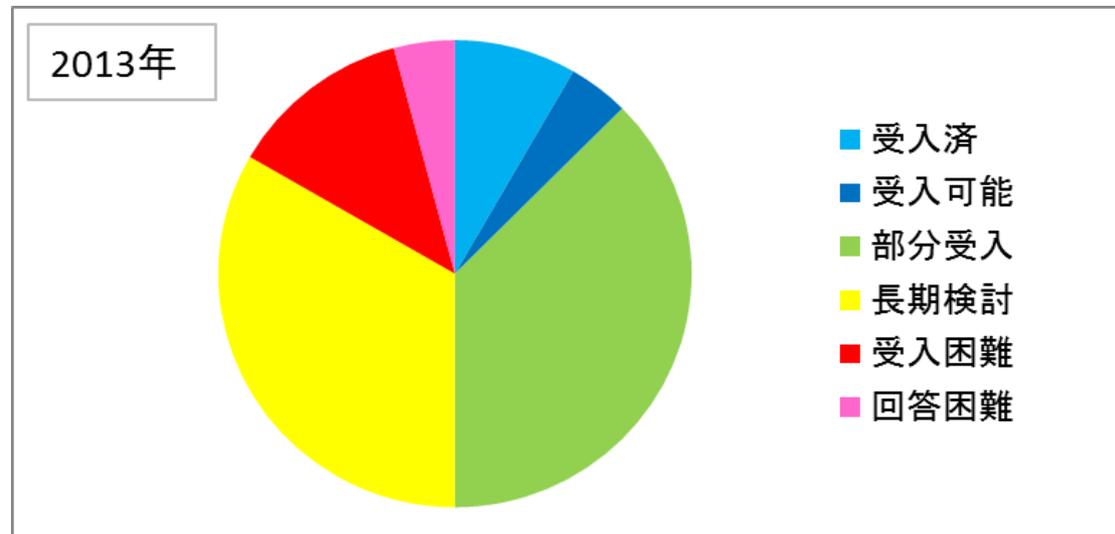
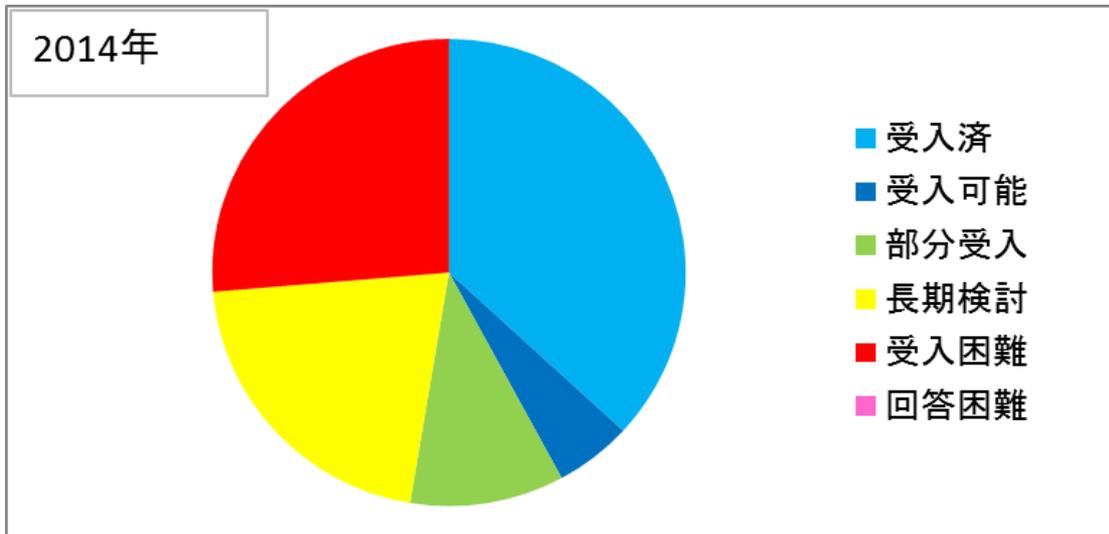
# カテゴリー別内訳(2014知財分野建議)

	受入済	受入可能	部分受入	長期検討	受入困難	計
①知財権の権利行使	5		1			6
②知財権保護の範囲			1	2		3
③特許庁の審査・審判	1	1		2		4
④医薬品等特許関連	1				5	6
総計	7	1	2	4	5	19



# 2014年と2013年との回答比較(知財分野)

知的財産権分野	2014年	2013年
受入済	7	2
受入可能	1	1
部分受入	2	9
長期検討	4	8
受入困難	5	3
回答困難	0	1
計	19	23



# ①知財権の権利行使

---

# 権利行使上の問題（訴訟構造など）

知財侵害訴訟

地方法院

高等法院

大法院

審決取消訴訟

特許審判院

特許法院

大法院

権利者に不利な韓国知財訴訟

無効審決率約60%

特許侵害成立率約20%

訴訟時の平均損害賠償額  
約5000万ウォンとも約1億ウォンとも

出所：有識者ヒアリング等によりジェトロソウル事務所が調査  
ただし、平均損害賠償額約1億ウォンは、2012年建議事項に  
対する韓国政府の回答より。

\*知財侵害訴訟の集中管轄・専属管轄については国会審議中

<制度上の違い>

- 侵害品の原告から被告への挙証責任の転換が認められていない。
- 裁判における文書提出命令に対し、「専ら文書を所持する者が利用するための文書」は、提出拒否可能
- 無効審判事件、審決取消訴訟において、証拠・理由の追加変更が自由に可能
- 間接侵害行為の要件・運用が厳格（その物の生産・方法の実施に「のみ」使用する物に厳しく限定）。



- これらの問題は、国家知識財産委員会を中心に政府内で議論が進行中
- また、実務上も、無効審決率の低下、権利者勝訴率の向上が進んでいるとの声がある。

# 【#1】侵害訴訟における立証責任バランスの適正化

## • 問題点

- 特許権の権利特性上、侵害者側に侵害関連証拠が偏在しているため、侵害訴訟時の特許権者(原告)の立証負担が重い

特許侵害がなかなか認められない  
(侵害成立率が低い一因)

## • 建議内容

- 侵害の疑いのある行為について被告に具体的態様の明示義務を負わせ、侵害有無の事実の立証責任を被告に転換する規定の創設(日本特許法104条の2と同様の規定)
- 侵害事実に係る証拠提出命令規定及び提出拒否した場合の正当性を裁判所が判断する規定の創設(日本特許法105条と同様の規定)

## • 回答(受入済み)

- 2014.12に、特許権者の立証負担緩和を含む特許法改正案が国会に提出された。2015年は特許法改正のための立法手続きを推進する計画

# 【#3】知的財産権侵害に対する損賠額の適正化

## • 問題点

- 特許権者が勝訴しても損害賠償が低く、侵害者にとって侵害し得ともいえる状況が存在

### Apple vs. SamsungのS社賠償額米韓比較

米： 約1兆1550億 ウォン

韓： 約 2500万ウォン

※米ではその後約4割に減額されたが、引き続き係争中

## • 建議内容

- 損害賠償額認定の適正化と、必要であれば懲罰的損害賠償制度の導入
- 損害額の計算に必要な文書提出命令が拒否された場合、拒否が「正当な理由」によるものであるか否か裁判所が判断可能な制度の導入

## • 回答(受入済み)

- 2015.2に懲罰的損害賠償制度を含む特許法改正案が国会に発議された。2015年は特許法改正のための立法手続きを推進する計画(営業秘密漏えいに関しても同様に検討されている)
- 営業秘密漏えいに関しても、同様の懲罰的賠償制度の立法手続きを推進。

## 【#5】通常実施権の対抗要件の見直し

### • 問題点

- 韓国では、通常実施権(特許権のライセンス)について特許庁に登録をしなければ、当該特許権を後に取得した者に対し、自身の権利を主張することができない。
- しかし、一つの製品に千件以上にも及ぶ特許権が関連することもある現状では、すべての特許権に対する通常実施権を登録し管理することは負担が大きい。

### • 建議内容

- 通常実施権について、登録をしなくても当該特許権を後に取得した者に対する対抗要件が発生するいわゆる当然対抗制度の導入(日本特許法99条と同様の規定)

### • 回答(受入済み)

- 建議内容については、民法上一般原則(公示の原則)に相反するもので、取引安定性を毀損する恐れがあり、幅広い意見の取りまとめを実施した。
- 意見取りまとめ結果に基づき、登録を通した公示があったときのみ対抗力を付与させて取引安定性の側面及び通常実施権者保護の側面を比較したところ、通常実施権に対する当然対抗制度を導入することに決定された。
- 現在、'16年施行に向けて法改正を推進中

## ②知財權保護範圍

---

## 【#7】特許法によるコンピュータプログラム自体の保護

### • 問題点

- 韓国ではコンピュータプログラム自体が特許権の保護対象となっていない。
  - 日本では、物の発明にコンピュータプログラムを含むことが法定化(特許法2条)、欧米でもプログラム自体の保護がなされている。
  - 韓国では、以前の日本と同様に、プログラムを格納した記憶媒体という形でしか認められておらず、ネットワーク伝送されるプログラムの保護等に問題がある。

### • 建議内容

- コンピュータプログラム自体を物として直接保護することが可能となるよう、早期に立法化及び審査基準の整備

### • 回答(長期検討)

- 現在、プログラムのオンライン伝送も特許で保護されるのを明確にするための特許法改正案が国会に発議(キム・ドンワン議員、2014.10.1.)された状態である。
- したがって、現在、国会に発議された特許法改正案に対し、関係部署及びSW産業界意見を綿密に取りまとめて対応する。

# 【#9】間接侵害規定の拡充

## • 問題点

- 間接侵害の適用が現実的に困難となっており、特許権の十全な保護が行われていない
  - 【間接侵害とは？】
  - 特許権等の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を指すが、韓国特許法では、当該部品や材料について、当該特許発明に係る物の生産に「のみ」使用する物に限定しており、この「のみ」の解釈が侵害訴訟でも厳格に行われている

## • 建議内容

- 権利保護強化の観点から、悪意（特許権の侵害に用いられることを知りながら）をもって特許権等の侵害に使われる部品や材料を供給する行為等についてまで間接侵害の成立範囲を拡大

## • 回答（長期検討）

- 間接侵害の範囲を拡大するのは、特許権者の権利濫用及び特許紛争の増加を招く恐れがあるため、慎重に検討すべき事案である。
- よって、特許権者の権利保護の側面、特許権者と第三者の公平性の側面、国際的調和の側面等を総合的に考慮し、制度改善の可否を長期的に検討する。

## ③特許庁の審査・審判

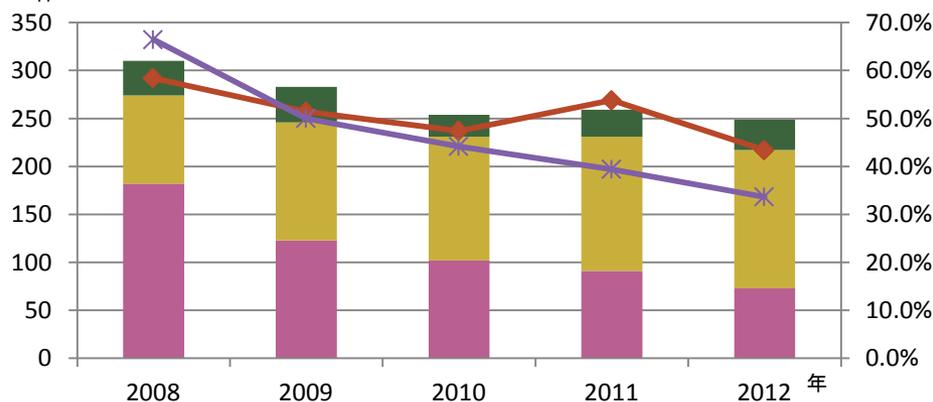
---

# 無効審判に関する問題



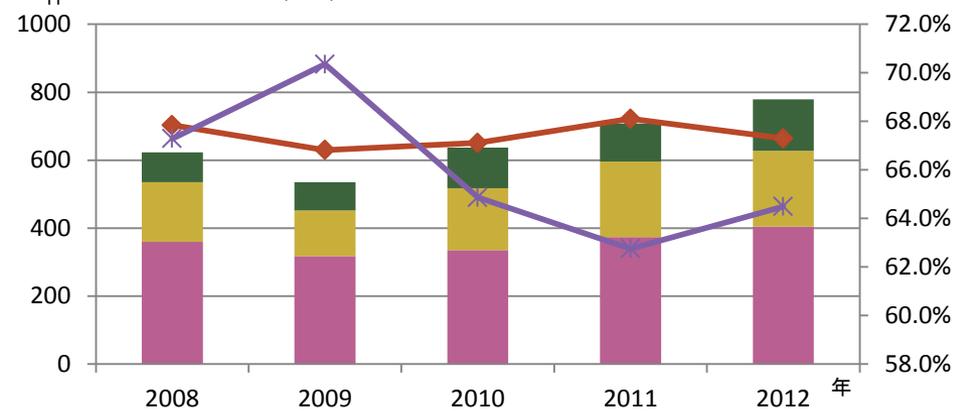
## 特許無効審判状況

■ 請求成立(一部成立含む)a  
■ 取下・放棄  
■ 請求不成立(却下含む)b  
◆ 請求件数  
✱ 成立率a/(a+b) (右軸)



## 特許無効審判状況

■ 請求成立(一部成立含む)a  
■ 取下・放棄  
■ 請求不成立(却下含む)b  
◆ 請求件数  
✱ 成立率a/(a+b) (右軸)



出所: 日本国特許庁特許行政年次報告書2013年版<統計・資料編>、韓国特許庁2008~2012年度知識財産統計年譜より作成

○韓国では、審判請求の請求理由が変更可能(証拠・主張の追加・変更が可能)

→ 日本では、審判請求書の要旨を変更する主張は原則不可

○韓国では、審決取消訴訟における無効理由・証拠の追加・変更が可能

→ 日本では、審判段階で提出されなかった新たな証拠の提出・主張などは原則不可

○判決例の説示等をみると、数値発明の効果(顕著・異質な効果)、医薬発明等における実施例の記載など、記載要件の判断が厳格であると思われる。

# 【#13】予見性のある安定した権利の付与

## • 問題点

- 無効審判で特許権が無効になる率が他国に比べて高く、侵害訴訟を提起しても反対に無効審判を請求され無効にされてしまう
  - 【参考】 2012年の無効率： 韓国64.5%、日本33.6%

## • 建議内容

- 瑕疵のない予見性のある強い権利の設定がなされるよう、審査、審判、法院における特許性等の判断基準を統一化

## • 回答(受入可能)

- 審判院－裁判所間の協議体(仮称、『特許争訟協議体』)を構成
  - 判断実務調和のための懇談会、セミナー等の定例化を推進
- 審判院－特許法院の共同コンファレンス開催
  - 進歩性等を含む特許要件判断基準の調和方案等を議論
- このような取組に関し、年2回公聴会を開催し、ホームページでも内容を公開

## 【#10】情報提供制度運用の是正

- 問題点

- 他者の出願に関して、第三者が登録を受けるべきではない旨の情報(証拠・理由等)を提供する「情報提供制度」に関し、情報提供で提出された書類が出願人に開示されておらず、十分な反論が出来ない可能性があった。

- 建議内容

- 未公開になっている情報提供内容の公開

- 回答(受入済み)

- 情報提供者の個人情報保護の観点から情報提供に関する書類を公開していなかったが、これからは情報提供者の個人情報を除いた情報提供内容に対しては、公開させる。

# 【#12】拒絶理由通知等への応答基本期間の長期化

- 問題点

- 韓国では外国人に対しても、拒絶理由に対する応答の基本期間が2ヶ月となっており、他国より1～2ヶ月短く、期間延長には手数料がかかる。拒絶決定に対する不服申立期間も30日と短い。
  - 【参考】 日本3ヶ月、米国3ヶ月、欧州4ヶ月、中国4ヶ月、台湾3ヶ月

- 建議内容

- 拒絶理由通知に対して応答が可能な基本期間自体、及び拒絶決定に対する不服申立期間自体を主要他国等と同様に長期化

- 回答(長期検討)

- 期間の長期化は、審査処理期間が遅延されて登録遅延による存続期間延長問題が発生する可能性があり、権利不確定期間が長期化し、第三者の監視負担も増加する恐れがある。

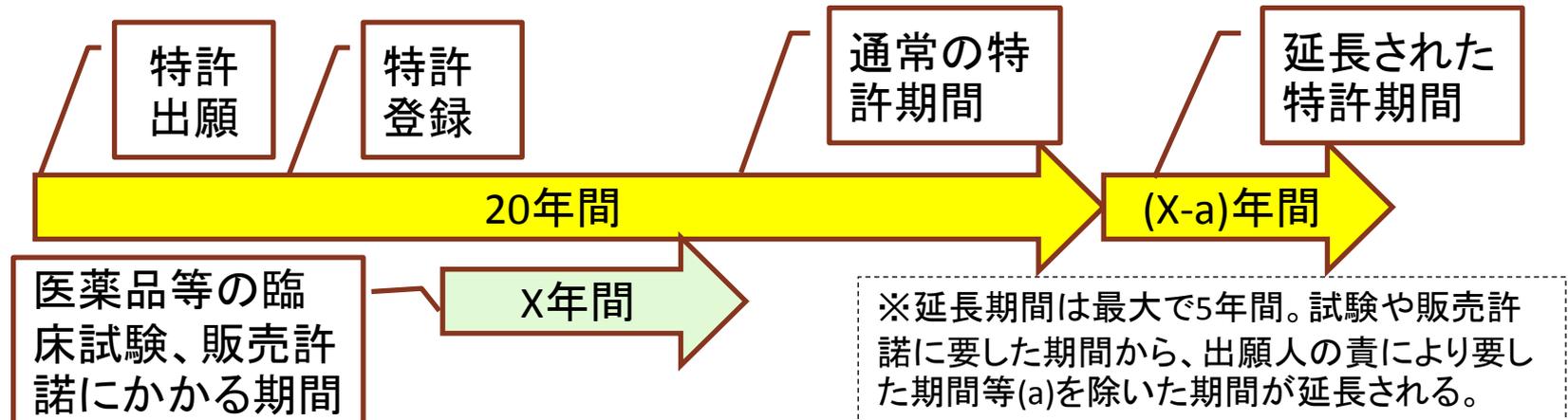
## ④医薬品等特許関連

---

# 医薬品等特許に係る制度

## • 医薬品等の特許権利期間延長制度

- 医薬品や農薬については、試験や販売許諾に係る期間について、特許権の存続期間を延長できる



## • 医薬品許可-特許連携制度 (米韓FTAに伴い2015.3から本格施行)

- 医薬品に関する特許権を、申請により食薬処のリストに掲載
- 権利存続中、判決を経ずにジェネリック医薬品の販売を制限
- 特許権を最初に無効にした者には、9か月間のジェネリック薬品優先販売権を付与

# 【#19】特許権存続延長制度における 外国臨床試験期間の加算

- 問題点

- 期間延長を申請する期間として、外国における臨床試験期間を日米では加算できるが、韓国では加算できないため、延長される期間が韓国では短くなってしまふ。

- 建議内容

- 韓国において新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、日米並みに、その期間を特許権の存続期間延長の算定に加入

- 回答(対応困難)

- 延長対象の臨床試験期間は、国内医薬品許可のために食品医薬品安全処長の承認を受けた臨床試験期間に対して認められるものであり、海外のものは対象とならない。

# 【#15】後発薬剤の発売遅延による 特許権者の不当利得返還請求の撤廃

## • 問題点

- 特許権者によるジェネリックの販売制限申請があった後、当該特許権が無効になった場合には、販売制限期間中の健康保険公団の支出のうち、当該医薬品にかかるオリジナルとジェネリックの薬価の差額による支出を、特許権者の不当利得とみなして徴収する趣旨の制度が新設された。
- しかし、特許権付与や販売制限という行政処分が原因で生じた薬価差額支出を、不当利得返還させるのは特許権者にとって酷である。

## • 建議内容

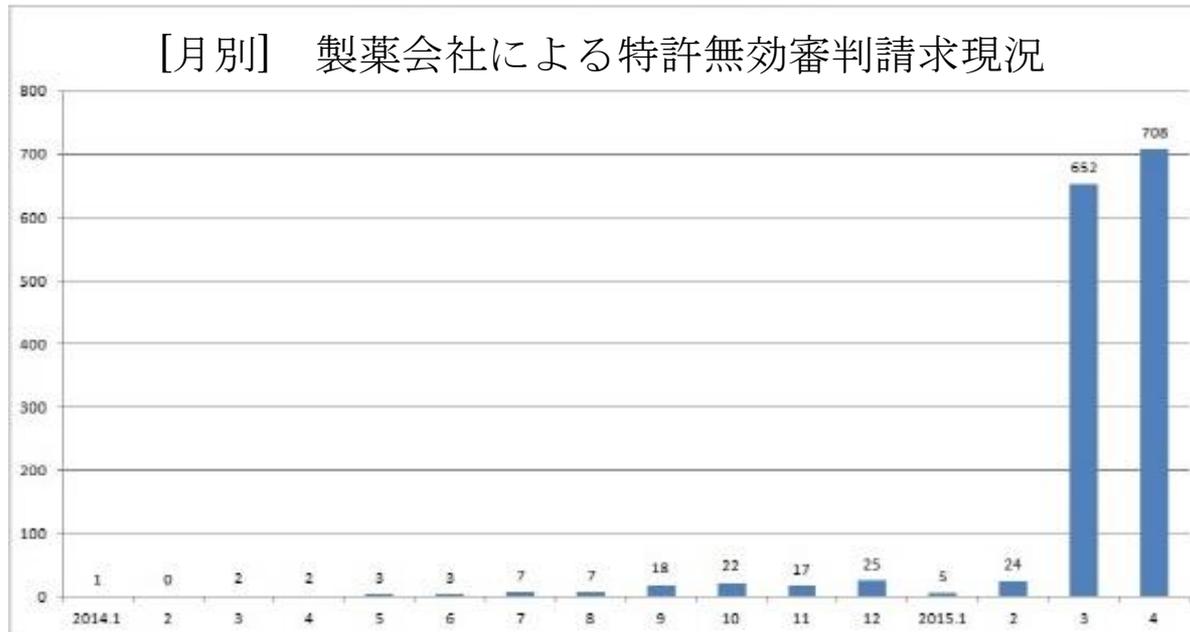
- 不当利得返還に係る国民健康保険法の規定見直し

## • 回答(対応困難)

- オリジナル社の特許権濫用により、一定期間ジェネリックの進入を遅延させ、健康保険財政が過剰に支出されたとすれば、その損失に対する徴収は正当な行政措置である。

# 医薬品許可-特許連携制度施行以降の状況

- 2015.3の施行以降、無効審判請求が急増
  - 2015年3～4月の製薬会社による無効審判請求件数は1,360件で、2014年1年間の件数(107件)の約13倍、近年の全体の請求件数(約600件)と比べても2倍以上の件数。
  - 大手だけでなく、中小企業も複数社共同で請求を行っていることに加え、最初の請求から14日以内に請求した場合、最初の請求と同様の販売優先権が与えられる制度であるため、特許無効となった際には、複数の企業がジェネリック医薬品の販売優先権を有することがあり得る。



# 2015年SJC建議について

---

# 2015年SJC建議提出について

## <今後のスケジュール>

2015年

8月28日(金) 建議事項の提出締切

11月下旬 SJCによる建議事項の確定

12月18日(金) 韓国政府への建議事項提出

2016年

(TBD) 韓国政府からの回答受領、  
産業通商資源部長官との意見交換

## <提出先(知的財産分野)>

SJC知財委員会/ジェトロソウル知財チーム

e-mail: [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)

ご清聴ありがとうございました!  
감사합니다!

---

韓国知財最新情報は以下の頁をご覧ください

「JETRO Seoul 知財チームホームページ」

<http://www.jetro-ipr.or.kr/>